

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和3年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和3年4月1日

高松市長 大西 秀人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p>改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9</p>

月6日以降公表分について適用)

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕(同年8月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕(同年6月1日(12(19))に係る部分は、同年9月1日)以降公表分について適用)

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕(同年6月1日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕（同日以降公表分について適用）

改正 令和3年4月1日〔高契・公告第29号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

高松市長 大西 秀人

13 設計図書等の閲覧及び交付等の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出」とは、設計図書等について質問がある場合に、電子入札システムを利用して、設計図書等についての質問事項を記載した書面を提出することをいう。なお、電子入札システム利用による提出以外の電送によるものは受け付けない。

13 設計図書等の閲覧及び交付等の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の提出」とは、設計図書等について質問がある場合に、設計図書等についての質問事項を記載した書面を次のとおり提出することをいう。なお、書面は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によるものとし、提出期限必着とする。）により提出するものとし、電送によ

[削る]

[削る]

(5) 「設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出期間」の細項目において、「かがわ電子入札システム稼働時間中（紙での提出の場合は別途）」とは、当該細項目で表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に設計図書等についての質問事項を記載した書面を提出することができるが、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に限り、(6)により当該書面を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によるものとし、提出期限必着とする。）により提出することができることをいう。

ア 企業名又は代表者の変更により、電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）再取得の途中であって、当該途中であることが証明できる場合

イ 電子証明書の閉塞、破損、紛失等により、電子証明書再取得の途中であって、当該途中であることが証明できる場合

ウ 通信機器の不具合（パソコン故障や通信障害）が発生し、設計図書等についての質問事項を記載した書面の提出期間内に、その復旧が見込めない場合において、電子入札システムに電子証明書が登録されていることが確認できるとき。

(6) (5) のアからウまでのいずれかに該当することにより、設

るものは受け付けない。

ア 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 提出場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

[新設]

[新設]

計図書等についての質問事項を記載した書面を紙で提出する場合は、次に掲げるところにより、別に定める提出申請書（(5)のイ又はイに該当するときは、電子証明書再取得の手続き中であることが分かる書面の添付を要する。）を添えて提出するものとする。

ア 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 提出場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

(7) 「提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、電子入札システムを利用して、(4)から(6)までに定めるところにより提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること、及び当該書面の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。なお、質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、設計図書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

(8) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは、表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に(3)及び(7)による閲覧及びダウンロードをし、又は(4)による提出をすることができることをいう。

(5) 「提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、電子入札システムを利用して、(4)により提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること、及び当該書面の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。なお、質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、設計図書等同様、これを熟知の上入札しなければならない。

(6) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは、表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に(3)及び(5)による閲覧及びダウンロードをすることができることをいう。

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前（6（2）に規定する再度入札に係る開札を除く。）において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

（1） 略

（2） 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア 略

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、（エ）の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

（ア）・（イ） 略

（ウ） 1 2（7）又は（8）に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和2年高松市告示第847号）別表備考2（1）括弧内又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあつては、当該要件

（エ）・（オ） 略

ウ 略

17 落札候補者及び落札者の決定方法

（1）・（2） 略

（3）（2）の規定により落札候補者として連絡を受けた者は、連絡を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後にお

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前（6（2）に規定する再度入札に係る開札を除く。）において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

（1） 略

（2） 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア 略

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、（エ）の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

（ア）・（イ） 略

（ウ） 1 2（7）又は（8）に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成30年高松市告示第969号）別表備考2（1）括弧内又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあつては、当該要件

（エ）・（オ） 略

ウ 略

17 落札候補者及び落札者の決定方法

（1）・（2） 略

（3）（2）の規定により落札候補者として連絡を受けた者は、連絡を受けた日の翌日（その日が休日（日曜日、国民の祝日に関する

いてその日に最も近い休日でない日)の午後5時までに、14(1)オの追加資料(12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)オ及びカの追加資料)を次の場所に持参しなければならない。

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

(電話番号(087)839-2511)

(4)~(7) 略

法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までをいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)の午後5時までに、14(1)オの追加資料(12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)オ及びカの追加資料)を次の場所に持参しなければならない。

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

(電話番号(087)839-2511)

(4)~(7) 略